

○養護教諭二種免許状の取得について

1 養護教諭二種免許状について

本学医学部保健学科看護学専攻において下記の方法により、養護教諭二種免許状を取得することができます。

なお、養護教諭二種免許状を取得するにあたっては、次のことに留意してください。

- ①下記の取得方法は、保健師免許を基礎資格として免許状を取得する方法ですので、養護教諭のための専門の教育を行いません。養護教諭になるためには、通常、養護教諭一種免許状の教職課程がある大学等で養護教諭のための専門の教育を受けた上で免許状を取得することが望ましいと考えられています。
- ②教員採用試験を受験するためには、通常、採用される年の3月31日までに免許状を取得する見込みがなければいけませんので、下記の方法での免許状の取得が**保健師籍登録の確認後**になることから、卒業する年の4月1日採用の教員採用試験を受験することができないことが考えられます（出願資格は、採用を希望する都道府県の教育委員会ごとに異なるため、各自で確認してください。）。

2 養護教諭二種免許状の取得方法（教育職員免許法別表第2ロ）

養護教諭二種免許状（教育職員免許法別表第2ロ）を取得するためには、次の要件を満たさなければなりません。

- ①基礎資格（保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けていること。）を有すること。
- ②次の表に基づき所定の単位を修得すること。

表 教員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科目区分	授業科目	単位数	開設状況	最低取得単位数	備考
日本国憲法	憲法学	2	教養科目	2	
体育	健康スポーツ科学実技	1	健スポ科目	2	
	人間発達と健康論	1	専門科目		
外国語コミュニケーション	コミュニケーション英語A	1	外国語科目	2	
	コミュニケーション英語B	1	外国語科目		
	実践英語A	1	外国語科目		
	実践英語B	1	外国語科目		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	情報リテラシ	2	入門科目	2	
合 計				8	

備考

1. 日本国憲法は全学共通科目・教養科目の「憲法学(前期・火曜日2時限、後期・水曜日2時限)」を修得すること。
2. 体育は全学共通科目・健康スポーツ科目の「健康スポーツ科学実技」1単位及び専門科目の「人間発達と健康論(前期・月曜日4時限)」1単位を修得すること。
3. 外国語コミュニケーションは全学共通科目・外国語科目の「コミュニケーション英語A」、「コミュニケーション英語B」、「実践英語A」及び「実践英語B」のうちから2単位以上修得すること。
4. 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作は全学共通科目・入門科目の「情報リテラシ(前期・金曜日3時限)」2単位を修得すること。
5. 開設状況欄の略号の意味は次のとおりである。
 入門科目：全学共通科目の入門科目
 教養科目：全学共通科目の教養科目
 外国語科目：全学共通科目の外国語科目
 健スポ科目：全学共通科目の健康スポーツ科目
 専門科目：保健学科看護学専攻の専門科目

3 教育職員免許状の申請方法

保健師の免許を取得した後（保健師籍登録の確認後。通常卒業した年の4月上旬以降）、住所地の都道府県の教育委員会に教育職員免許状の申請に必要な書類を確認の上（都道府県の教育委員会によって申請に必要な書類が若干異なる。）、必要書類を揃えて申請してください。

なお、教育職員免許状の申請の際には、通常、次の書類が必要になります（詳細は、住所地の教育委員会に問い合わせてください。）。

- ①教育職員免許状授与願、②手数料、③宣誓書、④卒業証明書、⑤学力に関する証明書（教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目）、⑥保健師免許状の写し（又は登録済証明書）、⑦その他各都道府県教育委員会が定めるもの

○看護師等養成所の専任教員について

看護師等養成所の教員として採用される場合にいくつかの条件がありますが、大学で「教育に関する科目」を4単位以上履修することで、勤務年数等の条件が軽くなる規定がありますので、今後看護師等養成所の教員という進路も考えられる場合には下記の授業科目4単位を修得してください。

- ・発達心理学 2単位（教養科目：主題科目 前期・火曜日3時限）
- ・教育学概論 2単位（教養科目：人文・社会分野 後期・月曜日3時限）

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 【抜粋】

第5 教員等に関する事項 1 専任教員及び教務主任

(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上（以下「教育に関する科目」という。）を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる。

ア 保健師として5年以上業務に従事した者

イ (ア)から(ウ)までのいずれかの研修（以下「専任教員として必要な研修」という。）を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(ア) 厚生労働省が認定した専任教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したものと及び厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を含む。）

(イ) 旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

(ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程（平成14年度及び平成15年度旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度）

(2) 助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、助産師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる。

ア 助産師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表3の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に3年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる。

ア 保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者